

○国土交通省告示第 号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、及び海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に基づき、海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する特定操縦免許講習の課程のうち国土交通大臣が定めるものを定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する特定操縦免許講習の課程のうち
ち国土交通大臣が定めるものを定める告示

1 海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する特定操縦免許講習の課程のうち
国土交通大臣が定めるもの（次項において「移行講習課程」という。）は、特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習方法等の基準を定める告示（令和六年国土交通省告示第二十六号）別表に掲げる学科講習（救命に関する科目に係るものを除く。）及び実技講習（小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目に係るものに限る。）の課程とする。

2 事業用小型船舶に乗船し、小型船舶操縦者の業務を行った履歴として国土交通大臣が認めるものを有する者が講習を受ける場合の移行講習課程は、前項に定めるもののうち、実技講習の課程を除

いたものとする事ができるものとする。